

教育民生常任委員会に付託された事件について、審査した結果を御報告いたします。

議案第110号 平成26年度岩国市一般会計補正予算（第4号）

議案第132号 平成26年度岩国市一般会計補正予算（第5号）

以上2議案のうち、当委員会所管分は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

議案第111号 平成26年度岩国市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第112号 平成26年度岩国市介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第123号 岩国市国民健康保険条例の一部を改正する条例

議案第125号 岩国市太陽の家条例の一部を改正する条例

議案第133号 平成26年度岩国市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案第134号 平成26年度岩国市介護保険特別会計補正予算（第3号）

以上6議案は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

それでは、審査の状況について、御報告いたします。

議案第110号 平成26年度岩国市一般会計補正予算（第4号）のうち、当委員会所管分の審査におきまして、

民生費の災害救助事業に関し、

委員中から、扶助費の内容についての質疑があり、

当局より、「自然災害により、居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた被災者の方の生活再建のための支援金を計上するものであり、県制度の適用を受け、1世帯当たりの最高額は300万円で、13件分の枠取りをしようとするものである」との答弁がありました。

これを受けて委員中から、「被災後、4カ月たっており、既にいろいろな処置を済まされた方もあり、今からの方も含め、どのように対応するのか」との質疑があり、当局より、「一刻も早く生活再建していただきたいということで、急ぐものについては、予備費のほうで対応していく。また、生活再建には、まだまだ時間がかかるものもあることから、申請期間を、3カ年という期間を設けて、生活再建の支援をしていく」との答弁がありました。

本議案のうち、当委員会所管分については、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

なお、そのほかの案件につきましては、特に申し上げるべきことはございません。

以上で、教育民生常任委員会の審査報告を終わります。